



▲ 4月19日(土)・20日(日) 聖燈会

まちの情報紙

議会だより(第146号)合併号

広報

# 太子

Public Relations  
TAISHI Town

2014

6

月号

No.475

## 主な内容

- 2 税金の納期内納付にご協力をお願いします！  
個人住民税が変わりました
- 3 安全なまち大阪をめざして！
- 4 地域防災対策への取り組み
- 6 特別警報を行っています！  
耐震診断・改修設計・改修補助制度
- 7 みんなで防ごう土砂災害
- 8 フォトニュース
- 10 みんなのひろば
- 12 人権コーナー
- 15 健康インフォメーション
- 17 高齢者情報局
- 23 タウンインフォメーション

# 税金の納期内納付に、ご協力をお願いします！

皆さんに納付していただく町税は、教育・福祉・生活環境・道路整備など、公共サービスの提供や安全で快適なまちづくりを進めるための貴重な財源となっています。

納期を1日でも過ぎてしまうと「滞納」となり、「延滞金」が加算され、「滞納処分」の対象にもなります。

滞納は、納期内に納めていただいている人との税の公平性を乱すものです。早期に納付していただくようお願いします。事情により納付できない場合には、税務グループまでご相談ください。(各税目の納期限は23ページをご覧ください)

まちづくりの大切な財源を確保するため、納税へのご理解とご協力をお願いします。

## 税金を納める方法

税金を納める方法は、町から送付する納付書で、定められた期日（納期限）までに、コンビニエンスストア・町税取扱い金融機関などで納付していただくことになっています。

なお、次の税目については、口座振替の方法によって納税することもできます。各納期限に、指定された口座から税金を自動的に引き落としますので、納期毎に支払いに行く手間が省け、また納め忘れを防げますので安全で便利です。

### ◎口座振替ができる町税

町・府民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税

### 【町税取扱いコンビニエンスストア】

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、MMK設置店

○ただし、次の要件にあてはまる納付書はコンビニで納付できませんのでご注意ください。

- ・1枚で納期の納付額が30万円を超える納付書
- ・金額が訂正された納付書
- ・納期限が過ぎた納付書
- ・バーコード印刷がない納付書



### 【町税取扱い金融機関】

大阪南農業協同組合（JA大阪南）・りそな銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・近畿大阪銀行・池田泉州銀行・南都銀行・関西アーバン銀行・大阪シティ信用金庫・成協信用組合・近畿労働金庫・近畿2府4県の各ゆうちょ銀行と郵便局

## 税金が滞納になると…

税金を定められた期限までに納付していただけない場合、督促状や催告書を送付して納付のお願いをしています。その後も納付していただけない場合、やむを得ず徹底した財産調査を行い、財産の差押え（土地・家屋などの登記財産、給料、預貯金などその他）などを行うことになり、さらにこれらの財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。（平成25年4月～26年3月までの期間の差押などの件数は、41件です。）

- 滞納処分は、自主的に納付いただけない場合に、法律に基づく手続きにより、税収の確保を図るものです。このようなことがないように納期内納付にご協力ください。
- 督促しても納付や相談が無ければ、滞納処分を行います。何らかの事情があって納期内に納税できない場合には、お早めに税務グループまでご相談ください。
- 生活保護法による生活扶助を受けているなど、特別な事情がある場合は、町税の減免が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆問合せ 税務グループ ☎98-5517

# 個人住民税が変わりました

平成26年度から適用された主な内容は次のとおりです。

### ○町民税・府民税の均等割税額が変わりました

東日本大震災を踏まえて、全国の都道府県・市町村では防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度～平成35年度までの10年間、町民税と府民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されています。

	平成25年度まで	平成26年度から平成35年度まで
町民税の均等割額(年額)	3,000円	3,500円
府民税の均等割額(年額)	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

### ○給与所得控除に上限が設定されました

	給与所得金額	
	平成25年度まで	平成26年度から
1,000万円超 1,500万円以下	給与収入金額×95% -170万円	給与収入金額×95% -170万円
1,500万円超		給与収入金額 -245万円



◆問合せ 税務グループ ☎98-5517

# 安全なまち大阪をめざして！

## ひったくり

### 【被害認知状況】

60歳以上の被害が多く発生しています。  
自転車の前かごの荷物や、歩行中の荷物の被害が多くなっています。

- 「ひったくり防止カバー」を活用しましょう！
- カバンを車道と反対側に持ちましょう！
- カバンを持っている側のスペースをなくしましょう！



<ひったくり防止カバー>

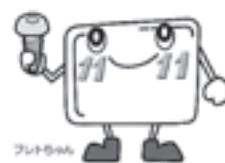


## 車上ねらい・部品ねらい

### 【被害認知状況】

短時間での駐車でも、被害にあうケースが多くなっています。  
貴重品がなくても、車の中のものが被害にあう場合があります。

- 車内には何も無い状態、「車内をからっぽ」にしましょう！
- 警報装置やカーナビ・ナンバープレートの盗難防止ネジを取り付けるなどの盗難防止対策をしましょう！
- 防犯照明・防犯カメラなど、防犯設備の整った駐車場に止めましょう！



部品ねらい  
防犯啓発キャラクター

## 自転車盗

### 【被害認知状況】

自転車盗難の約半数が無施錠で被害にあっています。  
未成年や20歳代の被害が多くなっています。

- わずかな時間での駐輪でも、必ず鍵をかけましょう！
- 防犯性能の高い鍵（シリンダー錠など）を取りつけましょう！！
- 自転車を路上に放置することはやめましょう！
- ワイヤー錠による2重ロックなどの、防犯対策をしましょう！
- 大切な財産を守るため、防犯登録をしましょう！



シリンダー錠



★「防犯登録」に関するお問い合わせ 大阪府自転車商防犯協力会 ☎06-6629-0750 <http://www.bouhankun.com/>

## 特殊詐欺

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金など詐欺、金融商品など詐欺、異性紹介詐欺、ギャンブル情報詐欺などをいいます

### 【被害認知状況】

平成25年中、府内では特殊詐欺が1,110件発生。  
特に還付金など詐欺が急増しています！（平成25年中、560件発生）

※還付金など詐欺とは、役所などの職員を騙って、被害者方に電話をかけ、「医療費を払いすぎていますから返金します。」などと、言葉巧みに銀行やコンビニエンスなどのATMに誘い出して、現金を振り込ませる手口です。

- 一度電話を切って、正式な公的機関の窓口で電話をかけ直し、事実を確認しましょう！
- ATMの操作をするときは、金融機関職員などに相談しましょう！  
ATMでお金が戻ってくることは絶対にありません！！



◆問合せ 大阪府政策企画部青少年・地域安全室 治安対策課 ☎06-6944-7506  
安全環境グループ ☎98-5525

## 1. 防災ガイドマップを改訂しました！

大阪府による「洪水リスク表示図の作成」及び「土砂災害警戒区域等の指定（追加）」並びに「避難場所の指定」などに伴い「太子町防災ガイドマップ」を改訂し、配付しました。

この防災ガイドマップは、みなさまの防災意識を高めていただくため、町内の災害危険区域や避難場所のマップ、地震・風水害・土砂災害が起きたときの対策方法などを掲載しています。

この機会に、ご自宅の災害リスクを再確認するとともに、今一度、家具の固定・家庭内備蓄・家族との連絡方法・避難場所などの確認を行ってください。



### 災害対策基本法改正の概要

地域防災に関係する主な改正内容は、

- ①住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織などが自発的に行う防災活動の促進（基本理念）。
- ②災害種類ごとの緊急時の避難場所の指定（指定緊急避難場所）。
- ③被災者が一定期間滞在する避難所の指定（指定避難所）。
- ④高齢者、障がい者などのうち特に災害時に支援を必要とする人の名簿の作成、利用及び提供など（避難行動要支援者名簿の作成など）。
- ⑤住民の責務に生活必需物資の備蓄など（住民などの責務）。
- ⑥一定の地区内の居住者などからの地区防災計画案の提案（地区防災計画制度）などがあります。

町では、防災行政無線（戸別受信機）の各戸設置や、土砂災害危険区域台帳の整備など、独自の防災対策に取り組むとともに、近年は、自主防災会への活動支援や「地域ぐるみの防災対策に関する勉強会」の開催など、地域防災力の強化に取り組んできました。

このような中、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害対策基本法」の見直しが行われました。町では、この内容を含めた地域防災計画の見直しを進めるとともに、近年頻発しているゲリラ豪雨や、近い将来発生すると予想されている南海トラフ巨大地震などに備えるため、次のような防災対策に取り組んでいます。

## 地域防災対策への取り組み

～みんなの力で安全と安心を守るまち～

## 2. 地区別防災カルテを作成しました！



このたび、地域ごとの災害リスクなどを分析し、実情に即した防災対策を進めるため、町内を11ブロックに分割した「地区別防災カルテ」を作成しました。このカルテは、地域ごとの防災マップや、避難場所、災害危険区域状況、年代別構造別建物状況、自主防災会の活動状況などを掲載しています。今後、自主防災会活動を含め、地域での防災対策に活用してください。

カルテは、安全環境グループ窓口及び役場3階情報公開コーナーで縦覧できます。また、「太子町防災・減災ウェブ」の「太子町地域防災計画フォルダ」内にも掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。

なお、「緊急避難場所など」については、役場の案として掲載していますので、問題などがある場合には、安全環境グループまでお問い合わせください。

## 3. 大雨など災害のおそれがある場合には防災行政無線（戸別受信機）にご注意！

大阪府と大阪管区気象台が共同発表する「土砂災害警戒情報」及び「石川はん濫警戒情報」などを基に、防災行政無線（戸別受信機）などで、避難情報を発表します。土砂災害警戒区域及び洪水被害が想定される区域にお住いの人は、情報を確認し、適切な行動をとってください。また、避難情報が発表される前でも危険を感じたら、自主的に避難してください。

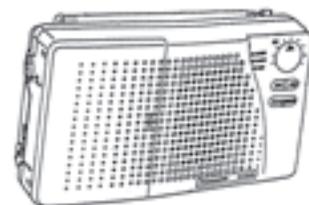
### ●土砂災害警戒区域

太子地区（向少路・中大道・西之口・内之町・新昭和町・伽山・太陽ヶ丘 の一部）、春日地区（北町・北仲町 の一部）、山田地区（大道・後屋・東條・永田 の一部）、葉室地区（葉室の一部）、畑地区（畑の一部）

### ●洪水被害が想定される区域

太子地区（昭和町・桜川・四季の街 の一部）、葉室地区（葉室の一部）  
春日地区（太子ヶ丘・寿町 の一部）

※情報は上記町会・自治会単位で放送しますので、町会・自治会の中でも該当しないところがありますが、ご理解とご協力をお願いします。



## 4. 自主防災会の活動を紹介します！

### ◆山田自主防災会連合会

昨年のクリーンキャンペーン終了後、山田自主防災会連合会主催の防災訓練が、町立山田小学校で行われました。訓練は、山田消防分団が中心となり企画され、消防団による消火器を使用した初期消火訓練、可搬式ポンプを使用した放水訓練、太子消防分署による天ぷら油火災消火訓練及び婦人会による炊き出し訓練が行われました。

### ◆各地区の自主防災会の取り組み

各町会・自治会ごとの自主防災会では、毎年、防災訓練や防災対策に関する勉強会などが行われており、初期消火訓練や心肺蘇生訓練、非常



山田自主防災会連合会による防災訓練

食炊き出し訓練などが企画されています。地域の防災力を高めるために、防災訓練を行うことはとても大切なことです。

### ◆各自主防災会で整備されている主な防災資機材

情報・避難関係：メガホン、ラジオ、指示灯、懐中電灯

消火関係：消火器、ホース、筒先、バケツ

救出・救護関係：ヘルメット、担架、レスキューセット、救急箱

給食・給水関係：給水タンク、組立水槽、食器セット、サランラップ

その他：防災用物置、スチールラック、簡易トイレ、簡易寝袋、ブランケット

- 町では、自主防災会への活動支援として、①防災資機材整備事業費補助金、②防災訓練への協力（消防団・消防署との調整）、③防災出前講座（防災勉強会含む）、④地域版ハザードマップ作成支援などを行っています。ご希望がありましたら、安全環境グループまでお問い合わせください。
- 自主防災会に未加入の人は、まず、自主防災会（町会・自治会）に加入しましょう。
- 自主防災会は、町会・自治会単位に限らずアパート単位などでも結成することができます。

## おおさか防災情報メールに登録しましょう！

携帯電話のメールアドレスを登録すると、警報などの各種気象情報、台風、地震、津波予報、土砂災害警戒情報、災害発生時の避難勧告・避難指示など、最新の防災情報が届きます。

右のQRコードを読み取るか、[touroku@osaka-bousai.net](mailto:touroku@osaka-bousai.net)へ空メールを送信し、返信されるメールに従って設定できます。



## 5. 避難行動要支援者への取り組みを進めています！

町では、平成22年3月「災害時要援護者避難支援計画」を作成し、自主防災会及び民生委員のみなさまのご協力をいただき、名簿作成などの避難支援対策に取り組んでいます。今回、災害対策基本法の見直しに伴い、名称を、「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」と変更し、更なる取り組みを進めます。

また、今年度は「避難行動要支援者名簿」を地図情報と連動したシステムで整備し、地域での支援対策に活用する予定です。

## 6. 災害時の応援協定を結んでいます！（平成25年度）

締結日	名称	目的・内容	協定先
平成25年 7月1日	災害時における避難者の受け入れに係る確認書	大規模災害発生時、避難場所の提供や運営など、避難者の受け入れに関して相互に応援を図る	堺市及び南河内地域6市2町1村
平成26年 1月22日	災害時における情報発信等に関する協定	大規模災害発生時、「Yahoo!JAPAN サービス」上に町ウェブサイトのキャッシュサイトを掲載し、閲覧者を誘導することで町のサーバーの負荷軽減を図る	ヤフー株式会社
平成26年 2月7日	災害時における医療救護活動についての協定	大規模災害時、地域防災計画に基づく医療救護活動への協力を図る	富田林医師会
			富田林歯科医師会
			富田林薬剤師会

◆問合せ 安全環境グループ ☎98-5525

# 特別警報を行っています!!



気象庁では、重大な災害の危険性が著しく大きい場合、最大限の警戒を呼びかけるために、平成25年8月30日から、新たに「特別警報」を発表しています。

特別警報が発表された地域は、経験したことのない激しい豪雨や暴風、大津波など、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。

屋外の状況や、避難指示・勧告などに留意し、すぐに避難所へ避難するか、すでに外出が危険な状態となっている場合は、屋内の比較的安全な場所にとどまるなど、ただちに命を守るための判断・行動をとってください。

また、特別警報が発表されないからといって、災害が発生しないということではありません。

早めの行動をとることが、あなたや家族の命を守ります。

詳しくは、気象庁ホームページをご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

## 【太子町の特別警報・警報・注意報】

### ●携帯電話から

国土交通省防災情報提供センター携帯電話サイト、太子町の気象警報・注意報

<http://www.jma.go.jp/jp/bosaijoho/m/warn/area/106/331/27381.html>

おおさか防災ネット携帯電話サイトの大阪府の気象警報・注意報

<http://www-cds.osaka-bousai.net/mobile/pref/MobileWarningJmaDetail.html>

### ●パソコンから

気象庁ホームページ太子町の気象警報・注意報

<http://www.jma.go.jp/jp/warn/2738100.html>

テレビのデータ放送でも市町村ごとの気象警報・注意報の発表状況を確認できます。

なお、テレビやラジオなどで気象警報・注意報が放送される時は、画面に表示できる文字数や読み上げ可能な文章の範囲内で伝えるため、「大阪府」あるいは「南河内」と放送される場合があります。

また、おおさか防災ネットの携帯電話向け防災情報メールサービスに利用登録すると、太子町の特別警報・警報など必要な情報を選択し、携帯電話でメールを受取ることができます。「[touroku@osaka-bousai.net](mailto:touroku@osaka-bousai.net)」へ空メールを送信し、手続きを行ってください。なお、登録料は無料ですが、メール受信などに係る通信料は必要です。

◆問合せ 大阪管区気象台予報課 ☎06-6949-6303 / 安全環境グループ ☎98-5525



# 耐震診断・耐震改修設計・耐震改修補助制度

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修に対する補助を行っています。

### ●耐震診断補助

【対象】昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた建築物。

【補助額】耐震診断に要する費用の90%の額。ただし限度額は4万5千円。

※上記の補助額については、木造住宅一戸建の場合です。他の建築物の補助額については、お問い合わせください。

### ●耐震改修設計補助

耐震改修設計とは、耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震性を高める計画を作成することです。

【対象】昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅で、以下の条件に該当するもの。

- ・現在居住されている、またはこれから居住しようとする木造住宅。
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの。
- ・所有者の町・府民税所得割額が304,200円未満であること。
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと。

【補助額】耐震改修設計に要する費用の70%の額。ただし限度額は10万円。

### ●耐震改修補助

リフォーム工事などは対象外です。まずは事前協議が必要ですので、工事着工前に必ずご相談ください。

【対象】昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅で、以下の条件に該当するもの。

- ・現在居住されている、またはこれから居住しようとする木造住宅。
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの。
- ・所有者の町・府民税所得割額が304,200円未満であること。
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと。

【補助額】1戸につき70万円（所得により90万円）。または、耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額。

※耐震シェルターも補助対象に追加。（耐震シェルターとは寝室などの居室の内側を囲む箱型の構造物で、安全な空間を確保することができるものをいいます。）

◆問合せ にぎわいまちづくりグループ ☎98-5521

# みんなで防ごう土砂災害

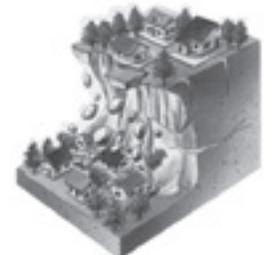
## 6月は土砂災害防止月間です

### 【土砂災害防止月間】 6月1日(日)～30日(月)

### 【がけ崩れ防災週間】 6月1日(日)～7日(土)

近年、異常な集中豪雨により、土石流、がけ崩れなどの土砂災害が発生し、人命・家屋などに大きな被害が出ています。

今年もまた、土砂災害の起こりやすい長雨の季節となりました。土砂災害に対する備えや、避難場所などを、この機会に再確認しましょう。

	<b>土石流</b> 急な渓谷を、水を含んだ大量の土砂・礫が津波のように流れ下るもので、「山津波」とも呼ばれています。流れの先端部に大きな礫があることが多く、その流れの速さは時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や田畑を壊滅させてしまいます。
	<b>がけ崩れ</b> 雨で地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が急に崩れ落ちることです。また、崩れ落ちる速度も速く、地震が原因で起こることもあり、人家の近くで起こると、死者の出る悲惨な災害となります。
	<b>地すべり</b> 粘土質など、すべりやすい土質を境目に、その上部の地面が動き出してゆっくりすべり落ちることです。がけ崩れに似ていますが、傾斜のゆるい斜面でも発生し、ゆっくりと継続的にすべることもあります。また、発生規模も広範囲にわたります。

土砂災害防止法は、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、周知することによって、いざという時の対応や、そのような危険な場所に、新たに住宅などが建つことを抑制するなど、土砂災害防止のための対策を推進しようとする法律で、平成

13年4月1日に施行しました。

土砂災害の危険箇所は、新たな宅地開発などによって、年々増加していますが、すべての危険箇所に対策工事を行い、安全な状態にするには、膨大な時間と費用が必要となります。

そのため、危険な場所をこれ以上増やさないように、新たに住宅が建つことを抑制することなどが大切になってきます。

土砂災害防止法に基づき、このようなことが行われます。

#### ①基礎調査

土砂災害により被害をうけるおそれのある土地の地形、地質、土地利用状況などについて調査します。

#### ②区域の指定

基礎調査の結果をもとに、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害により生命・身体に著しい被害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定しています。

平成26年3月末現在、土砂災害警戒区域については、33市町村3,531箇所が指定され、土砂災害特別警戒区域については、33市町村2,160箇所が指定されています。

#### ③区域指定により行われる内容

市町村地域防災計画に登載され、土砂災害警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する事項が定められます。

土砂災害特別警戒区域ではさらに、特定の開発行為の許可制、建築物の構造規制、建築物の移転などの勧告などの措置が講じられます。

◆問合せ 大阪府都市整備部河川室河川環境課砂防グループ ☎06-6941-0351(内線2955)

## “ お店や有料の教室・クラブ活動 ” を PR しませんか!!

### ○広報「太子」の有料広告を募集中

- ・大きさ 大枠：天地6センチメートル×19.5センチメートル／小枠：天地6センチメートル×9.7センチメートル
- ・色 2色刷り
- ・掲載料 大枠(1か月)：町内 8,000円、町外 10,000円／小枠(1か月)：町内 4,000円、町外 5,000円

### ○町のウェブページのバナー広告を募集中

- ・大きさ 天地50ピクセル×左右130ピクセル
- ・掲載料 3か月単位：町内 15,000円、町外 18,000円

※6か月以上の掲載には割引があります。

内容により掲載できない場合もあります。詳しくは、秘書広報グループまでお問い合わせください。

◆問合せ 秘書広報グループ ☎98-5531



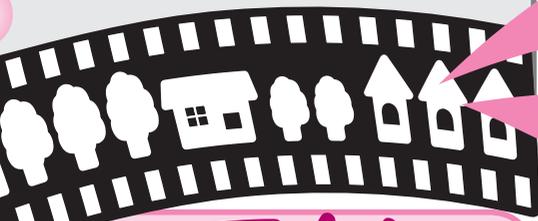


# 太子聖燈会の灯り

4月19日(土)、20日(日)、叡福寺と西方院、太子・和みの広場に1万灯のろうそくが灯され「太子聖燈会」が行われました。

今年は、叡福寺境内に今年の干支である午の絵柄が描かれました。また、ステージでは、たいし聖徳市主催で和太鼓やフォークソングライブも行われました。

約8千人の来場者が春の夜のひと時を楽しみました。



# NEWS

## たいしくんが四天王寺に行きました!

4月16日(水)、26日(土)、総本山四天王寺で行われた、「聖徳太子絵伝 絵堂特別開扉」聖徳太子の遺業を受け継いで」に行ってきました。

平成34年(西暦2022年)の聖徳太子1400年(遠忌(おんき・法要の意味))にむけて、聖徳太子が生まれてから亡くなるまでの色々な伝説が描かれた壁画のある「絵堂」が公開されました。

また、聖徳太子にちなみ、たいしくんも頑張つて太子町のPRを行いました。

期間中の4月16日(水)〜30日(水)には、1日2回の絵解きと法話もあり、絵堂特別開扉に約4,000人以上の来堂者(来場者)が訪れ、大盛況となりました。

# 二上山岳のぼり

4月23日(水)、二上山万葉の森で、太子町、奈良県葛城市、香芝市などで構成する二上山美化促進協議会主催の「岳のぼり」が行われました。

岳のぼりは農繁期前の雨乞いや、豊作を願う地元伝統行事で、当日は山の美化活動も行われ、太子町自然を守る会の皆さんや、一般参加の皆さんが、清掃活動



をしながら山を登りました。また、雌岳山頂でのお楽しみ抽選会には、2市1町のゆるキャラが勢揃いし、集まった子どもたちと楽しいひと時を過ごしました。

# 小学新1年生防犯教室



4月25日(金)、町立磯長、山田両小学校で、富田林警察署・富田林警察署管内防犯協議会による新1年生向けの防犯教室が行われました。

富田林警察署管内防犯協議会から、新1年生全員に「イカのおすし」の防犯キャッチフレーズが書かれた連絡袋が贈呈され、子どもたちは犯罪にあわな

いたための防犯対策を学びました。

- イカ** …いかない
- の** …のらない
- お** …おおこえをだす
- す** …すぐにげる
- し** …しらせる



# 第22回太子町スポーツ大会開幕

5月10日(土)、町立総合体育館で、第22回太子町スポーツ大会の開会式が行われました。



開会式では、式典と、ニュースポーツの紹介と普及も兼ねて、ペタンク交流大会が行われ、小中学生からお年寄りまでの参加者で盛り上がりました。

※第22回太子町スポーツ大会は、6月8日まで14種目が行われます。



# みんなで力をあわせて安全・安心まちづくり

春の全国地域安全運動(4月21日~30日)に合わせ、21日(月)に防犯委員や富田林警察の皆さんによる地域安全運動街頭キャンペーンが、上ノ太子駅前で行われました。

この運動は、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりをめざすもので、全国的な運動です。今回はひったくりなど街頭犯罪の被害防止、子どもや女性を犯罪から守る活動の推進、空き巣など住宅を対象とする侵入窃盗の被害防止、車上ねらい・部品ねらいの盗難被害防止を重点として、「しっかり注意して被害にあわないように」と呼びかけました。



## PHOTO



# 竹内峠に緑の一里塚が設置されました

国道166号の竹内峠大阪府・奈良県境に、竹内街道敷設1400年を記念して、太子町竹内街道1400年実行委員会と大阪府が協力し、緑の一里塚を設置しました。



すでに太子町春日地区をはじめ、羽曳野市、松原市及び堺市の竹内街道沿いに設置されている緑の一里塚と併せて、街道を訪れる旅人の、新たなランドマークとなることでしょう。





- ◆憲法記念日知事表彰
- ・地方自治功労者
- 太子町議会 議員
- 建石 良明
- ・地方自治功労者
- 太子町議会 議員
- 西田くみ子



はなまる

敬称略

がんばった人に



- ◆南河内地区春季剣道大会
- ・男子団体の部 準優勝
- 太子町立中学校 剣道部
- ・個人の部 ベスト8 岩壁 憲伸(写真右)
- ・個人の部 ベスト8 松本 和輝(写真中央左)



- ◆阪南地区新人バレーボール大会
- 優勝
- 太子キマリ「J」バレーボールチーム



- ◆太子スプリング杯
- 小学4年生の部 準優勝
- 太子ジュニアサッカークラブ



- ◆太子スプリング杯
- 小学5年生の部 優勝
- 太子ジュニアサッカークラブ



- ◆太子スプリング杯
- 小学1・2年生の部 準優勝
- 太子ジュニアサッカークラブ



- ◆太子スプリング杯
- 小学3年生の部 準優勝
- 太子ジュニアサッカークラブ

## 町立総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【とき】 6月21日(土) 午後6時30分～9時(午後6時15分までに必ずお越しください。)

【ところ】 町立総合体育館 【受講料】 200円 【定員】 25人

【受講資格】 平成26年4月1日現在15歳以上(高校生以上)の人。

【内容】 講義…トレーニングの基礎理論/実技…ウォームアップ・クールダウンの実技

【受付】 6月5日(木) 午前11時～午後5時15分。なお、受付開始時点で定員(25人)を超えた場合は抽選。定員に満たなかった場合は以後先着順で定員に達するまで受け付けます。

6月6日以降の受付時間は午前9時～午後5時15分までです。

町立総合体育館の休館日は月曜日です。ただし、月曜日が祝日・振替休日の場合はその翌日が休館日です。

◆申込・問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

## わいわい朝市



【とき】 毎週土・日曜日と祝日

【ところ】 道の駅 近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ  
近つ飛鳥の里・太子運営協議会  
☎98-2786

公民館行事予定表 6月

- ▼切り絵教室  
6月5日(木)・12日(木)  
19日(木)  
午後1時～4時
- ▼手作りパン教室  
6月4日(水)・18日(水)  
午前9時30分～正午
- ▼書道教室  
6月4日(水)・11日(水)  
18日(水)・25日(水)  
午前10時～11時30分
- ▼寿学級健康体操教室  
6月7日(土)・21日(土)  
午後2時～4時

おはなしひろば 6月

- 【と き】 6月21日(土)  
午後1時30分～2時
  - 【ところ】 町立図書室
- 詳しくは図書室までお問い合わせ  
ください。(☎98-5526)

ふれあい 掲示板

ズンバ体験会

今話題のダンスエクササイズのズンバが、町立総合体育館サブアリーナで体験できます。

興味のある人はお問い合わせください。

【と き】 6月15日(日)・29日(日) 午後7時～8時

【ところ】 町立総合体育館 サブアリーナ

◆問合せ 今川 ☎090-9544-9588

第42回コロニーまつり

地域のみなさまと、こんごう福祉センター(金剛コロニー)利用者が共に楽しみ、交流をとおして障がい者及び福祉に対する理解を深めていただくことを目的に、コロニーまつりを行います。

【と き】 6月14日(土) 午前10時～午後2時

※雨天決行。

【ところ】 こんごう福祉センター(金剛コロニー)

富田林市大字甘南備216

※駐車場には、限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

※近鉄長野線富田林駅下車金剛バス4番のりば「コロニーセンター前」または「コロニー東口」下車。

【内容】 「ワイワイワイワイ、コロニーまつりで楽しもうぜ!」をテーマに、ステージ「阿波踊り・チンドン通信社・ワライナキ」模擬店、バザー、作品展示などを行います。

【参加費】 無料

◆問合せ

金剛コロニーすぎのき寮コロニーまつり担当

山田・渡鍋 ☎34-2183

四天王寺大学「水無月祭」

6月29日(日)、午前10時～午後5時まで、四天王寺大学で、「水無月祭」を行います。

今回のテーマは「陽」です。太陽のようにみんなで明るく楽しみたいという意味です。

文化系クラブの日ごろの成果を発表する場であり、舞台上では、吹奏楽部などの音楽系クラブによる演奏が行われ、また、作品展示、演劇発表、体験コーナー、ゲームや飲食の模擬店もあります。一般の人にも開放しておりますので、みなさまのご来場をお待ちしております。

◆問合せ 四天王寺大学学生支援センター

☎072-956-9956

川柳

湿

- エアコンで除湿効いてる住み心地 川村 勸
  - 老人のオーデコロンと湿布薬 山下 和男
  - 梅雨時は日に日に上がる湿度計 上田美佐子
  - 花ふぶき湿った風が身にしみる 植田 清子
  - つゆ晴間わたし丸ごと天に干す 初山 隆
  - 湿原に初夏の便りねみずばしよう 上田 恒子
  - その昔土間の湿りで雨を知る 山本 博子
  - 強く打ち腫れた所に湿布する 三浦富美子
  - ときたてど湿った手と手からめあう 奥田 早苗
  - 湿っけてるお菓子を食った味気なき 小路 淳水
  - 湿っけても明るく行こう梅雨の時期 笹部 次夫
  - 花求め足踏み入れた湿地帯 奥田 芳江
  - 酒が出て湿っぽい話しも消えてゆき 桑原 優
- 7月号の題は「香」(締め切り6月5日)。8月号の題は「里」(締め切り7月4日)です。

敬称略

俳句

- 卒業歌恩師は如何に在すらむ 小路喜与志
- 山の辺の春の七草揃ひ踏み 明石 志郎
- ふるさとの山形目指し鳥帰る 高田 正裕
- 目差の友と似し子と土筆摘む 西村美智子
- 床の間の心和める花一枝 増尾 春江
- 白鳥の群れてゐるかに白木蓮 余保 英代
- かたくりの花撮る人の腹這へる 丸山 秀子
- 口紅も少し濃い目の花曇 平木佳代子
- 天守閣持ち上げ花の咲き満つる 麻野 明子
- 若葉風楽譜めぐりて通り過ぐ 辻本佳代子
- うぐひすや御陵の森を波り鳴く 藤嶋 和久
- 著我の花好みし母でありしかな 高橋 玲子
- 鳥帰る卒寿の我を置き去りに 南 魚水

敬称略

ひとのうごき

( )内は前月比

人口	14,088人 (-22)	転入	35人
男	6,904人 (-11)	転出	57人
女	7,184人 (-11)	出生	7人
世帯数	5,349世帯 (+8)	死亡	7人

まちの面積 14.17km<sup>2</sup>  
(5月1日現在)

不要品交換

ゆずります

- ・女の子用自転車14インチ【無料】
- ・女の子用自転車16インチ【無料】
- ・室内用ジャングルジム【無料】
- ・ベビーベッド【無料】
- ・ベビー布団【無料】
- ・マザーズバッグ【無料】
- ・だっこひも【無料】
- ・プラレール(いろいろ)【無料】

◎ゆずりたいものの、ゆずってほしいものがあれば、消費生活友の会会員または事務局、にぎわいまちづくりグループ ☎(98)55211までご連絡ください。





今月号から、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせする「人権コーナー」ができました。そこで、このコーナーの名称を募集します。詳しくは、来月号の広報太子「人権コーナー」をご覧ください。

## 6月23日(月)～29日(日)は 男女共同参画週間です

6月23日～29日までの1週間は、男女共同参画週間です。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、内閣府では平成13年より男女共同参画週間を行っています。

今年の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「家事場のパパヂカラ」です。詳しくは、内閣府男女共同参画局のホームページをご覧ください。

男女共同参画社会を実現するためには、政府や地方公共団体だけでなく、町民の皆さんの一人ひとりの取組が必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。



◆問合せ 内閣府男女共同参画局総務課 ☎03-5253-2111

## 6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、家族の出身地や職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。

就職の機会均などを保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いします。

### 【就職差別110番】

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介などを行います。

●電話番号：06-6210-9518

●実施期間：6月18日(水)～20日(金) 午前10時～午後6時

●Eメール：rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

※Eメールでの相談受け付けは6月中随時行います。

◆問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室

☎06-6941-0351 (内線6761)

## 「子どもの人権110番」強化週間

いじめ、不登校、体罰、児童虐待など子どもの人権問題について、相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。

●電話番号：0120-007-110 (ゼロゼロなのひゃくとおぼん)

●実施期間：6月23日(月)～29日(日)

午前8時30分～午後7時

※ただし6月28日(土)・29日(日)は午前10時～午後5時。

◆問合せ 大阪法務局人権擁護部第三課

☎06-6942-9492



## 人権コラム「よき日へ」

# 「誰かの役にたてることの幸せ」

大阪教育大学 菱田 準子

4月にガイアの夜明け『枯れたまるとか』が放映された。高齢者になると若い人に面倒を見てもらいながら、あるいは面倒をかけるかというイメージがある。余生は「盛りをすぎた残りの生涯」とされているが、世阿弥は『風姿花伝』の中で「時分の花」という言葉を残し、年齢に応じた稽古の仕方を示している。一生現役として、その時にしか咲かすことができない花を咲かす芸であり、そう考えると、余生ではなく、人としての現役の花をずっと咲かせるような生活をどう送るのかと考えたい。

話をもとって、『枯れたまるとか』の放映では、二つの高齢者施設が取り上げられていた。まずは企業が創出した高齢者施設。バリアフリーの日あたりのよいマンションと隣接する複合施設。その施設では老舗料理店の豪華な食事、社交ダンスや陶芸教室など様々なプログラムが提供されていた。夢のような生活のはずが、「毎日、こんな豪華なものばかりだと飽きてくる」と入居者の予想外の不満を目の当たりにする。ある入居者の方が、「いずれ自分たちも車いす生活になるかもしれないし、車いすのみなさんとももつとつながっていきたく」と車いすダンスの企画を持ち込まれた。そして、その企画を実現す

ることを通して生き生きとした姿が映像から伝わってきた。社会とのつながりは高価なサービスよりも重要なコンセプトであることを企業は学んだ。次に、もう一つの高齢者施設はバリアフリーではなく、バリアフリーというのがコンセプトになっっている。日常生活にどこにでもある段差があり、自分でできることは自分ですることが基本である。半身不随の方でもバッキング形式の食事は自分で取り分ける。元料理人の方が脳梗塞で倒れ、しばらくしてこの施設に入って機能が少しずつ回復したとも言われた。施設では自分で作ったジャムを使ってパンを焼く。右手しか動かせない高齢の女性が玉ねぎを切つてカレーを作る。「すぐく時間はかかるのだけど、みなさんがおいしいとおっしゃってくれてとてもうれしい」と語る。貢献したり、自分のリハビリの課題が達成できると施設発行の金券を得て、施設の遊具等を利用すると金券を支払う。実に自分たちの生活を自分が楽しんでいる。

人は、生まれてからこの世を去るまで、まわりの人や社会とのつながりを持ち、誰かの役に立っているという実感によって生かされている。誰かの役に立てることができるとは、なんて幸せなことなのだろう。そして、誰かの役にたてる機会を奪わないようにしたいものだ。